新型コロナウイルス感染症による経済危機から すべての中小・小規模事業者を守る緊急支援を求める要請書

日頃より中小・小規模事業者への支援にご尽力頂き、感謝申し上げます。

大阪府は休業要請支援金の申請受付を開始し、次いで休業要請対象外にも支援を実施する方針ですが、対象枠も額も限定されるなど、いずれも不十分と言わざるを得ません。融資制度の改善などを含め、大阪府として中小・小規模事業者に対しさらなる支援強化に取り組まれますよう、以下4回目となる要請をいたします。

【要請事項】

- 1、休業要請支援金、休業要請外支援金について
- (1)「売上の前年同月比50%以上減少」「施設の運営事業者」「今年3月1日以前に開業」などの条件を無くし、全ての事業者を補償対象とすること。従業員の給与、家賃などの固定費が払えるよう、新型コロナウイルス拡大により被った損失全額を補償すること。
- (2)「施設(屋号)の公表」の同意を支給要件とすることは、基本的人権、個人情報の自己コントロール権の侵害であり、また業者・府民どうしの監視、憎しみ合いを助長していることから即刻中止すること。
- (3) 手続きを簡素化し、申請から1週間以内で支給すること。国税でさえ申告期限を実質撤廃していることからも、府の支援金についても申請期限を過ぎても受け付けるか、期限を延長すること。1回限りで終わせず5月以降もくり返し実施すること。

2、融資制度について

- (1) 日本政策金融公庫、保証協会による制度融資とも、当初3年間は条件付きで無利子となったが、府として4年目以降の利子、及び条件から外れた者の利子を全額補助すること。借り換え、条件変更、代位弁済などでも積極的に融資に応じること。
- (2)融資制度の枠にかかわらず返済・据置期間を日本政策金融公庫なみに延ばし、認定条件の売上減少率を5%に下げること。
- (3) 手続きを簡素化し、申請から1週間以内で融資を実施すること。

3、休業手当、徴収猶予等について

- (1) 中小・小規模事業者の家族専従者に対する休業手当を府として実施し、雇調金にあわせ日額上限15000円を支給すること。休校による助成金(日額上限8330円、業務委託を受けている自営業・フリーランスは4100円)に対しても、15000円との差額を府として補助すること。業務委託でない中小業者にも同額を補助すること。
- (2) 国の緊急経済対策をふまえ、新型コロナウイルスの影響を受けた者に「徴収猶予」を速やかに適用すること。延滞税(金)の全額免除及び無担保の措置を現場に徹底すること。

4、観光・産業政策の抜本的転換を

新型コロナウイルスの蔓延は当面おさまらず、収束後も人の流れや世界経済そのものの変容は避けられない。インバウント頼みの観光政策、カジノ万博による呼び込み型政策では発展は見込めないことから、府の経済政策を抜本的に転換すること。ものづくり・商工関連予算の削減路線をあらため、府内の中小・小規模事業者の支援・育成に力を注ぐこと。

以上よろしくお願いいたします。